

超過利子額の損金算入に関する明細書

				事業年度	・ ・ ・	法人名		
調整所得金額 (別表十七(二の二)「21」)		1	円	対象純支払利子等の額 (別表十七(二の二)「3」)		3	円	
(1) × 20 %		2		(2) > (3) の場合 (2) - (3)		4		
事業年度	超過利子額	調整対象超過利子額に係る 当期損金算入額 (23)		差引 (5) - (6)	当期損金算入額 (当該事業年度の(7)又は (4) - 当該事業年度前の(8)の合計額)のうち 少ない金額)	翌期繰越額 (7) - (8)		
	5	6	7	8	9			
・ ・ ・	円	円	円	円	円			
・ ・ ・								
・ ・ ・								
・ ・ ・								
・ ・ ・								
・ ・ ・								
・ ・ ・								
・ ・ ・								
・ ・ ・								
・ ・ ・								
計								
当期分 (別表十七(二の二)「29」 又は「34」)								
超過利子額の損金算入額 ((6) の計) + ((8) の計)				10	円			
調整対象超過利子額に係る当期損金算入額の計算								
対象事業年度				11	・ ・ ・			
対象事業年度に係る超過利子額 (対象事業年度の別表十七(二の二)「29」)		12	円	対象事業年度に係る対象支払利子等合計額 (対象事業年度の別表十七(二の二)「1」)		13	円	
特定子法人の名称		14						
本店又は主たる所在	国名又は地域名	15						
	所在地	16						
特定子法人事業年度		17	・ ・		・ ・			
(17)の期間のうち法人の対象事業年度終了の日後の期間を除いた期間		18	・ ・		・ ・			
(13)のうち特定子法人に対して (18)の期間に支払われたもの		19	円		円			
調整対象超過利子額 (12) × $\frac{(19)}{(13)}$		20						
特定子法人事業年度に係る課税対象金額等 (別表十七(三の二)「28」、別表十七(三の三)「9」又は別表十七(三の四)「11」)		21						
(20) と (21) のうち少ない金額		22						
合 計 ((22) 欄の合計)				23				

別表十七(二の三)
令六・四・一以後終了事業年度分